

○平成29年度の取組み

- 財投機関債を新たな購入対象とする

○財投機関債購入の考え方

前回の財務マネジメント委員会で本府が示した購入の考え方

- リスクウエイトが10%以下であること
- 購入時の格付けが地方債もしくは地方公共団体金融機構債と同等であること
- 債券の残存期間が10年以下のもの
- 原則として、個別法で一般担保条項が付与されていること

財務マネジメント委員会での意見を反映

◎購入対象とする債券の残存期間の考え方を変更

- 債券の残存期間が5年以下のもの(※)
(※)格付会社では、債券格付は一般的に5年以内の債務償還能力をみているため、5年以下に限定

○購入開始時期

- 平成29年8月以降に発行される財投機関債から購入対象とする